

高齢者等在宅介護支援短期入所事業実施施設届出書

| | |
|--|--|
| (フリガナ) | |
| 事業所名 | |
| 住 所 | |
| T E L | |
| F A X | |
| 下記の事項を遵守し、高齢者等在宅介護支援短期入所事業を実施します。 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 住所 | |
| 事業所名 | |
| 代表者 | |
| 記 | |
| 1 長岡市高齢者等在宅介護支援短期入所事業実施要綱等関係法令を遵守すること。 | |
| 2 事業に実施に当たり、利用者ごとに介護保険事業法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第21項に定める居宅サービス計画又は法第8条の2第18項に定める介護予防サービス計画により実施すること。 | |
| 3 事業の実施に伴う経費は、入所に要する経費(以下「入所費」という。)で法に定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算出した額に利用日数を乗じて得た額とすること。 | |
| 4 業務の実施に当たっては、長岡市個人情報保護条例(平成10年長岡市条例第51号)及び業務の実施に係る関係法令の規定を遵守するほか、長岡市の指示に従わなければならないこと。 | |
| 5 利用者及び家族の状況等の業務上知り得た情報は他人に漏らさないこと。業務の履行後も同様とすること。 | |

長岡市記入欄

| | |
|-------|--|
| 事業者番号 | |
|-------|--|